

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 富 高 国 子

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (44205)
地域名 (地域内農業集落名)	旧佐伯市内 (女島・狩生・河内・大宮・中の内・新越・大越・蛇崎・下久部・上久部・泥谷・津志河内・小島・角道・ 西の平・岸の上・前方・宮河内・大野・原岡・沖迫・上岡・高畠・檜野・野口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月3日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<現状>

【女島】

宅地が中心の地域であるが、海沿いに農地が集中しており、畜産業や施設園芸が行われている。
主に畜産農家と法人1者を中心として農業が行われている。

【八幡】

宅地が中心の地域であるが、山沿いに向かって農地が集中しており、果樹を中心とした農業が行われている。

狩生地区には認定新規就農者が参入し、施設果樹による規模拡大が行われている。

【大越】

市街地から離れた山間の集落で旧市内の地区の中では極端に人口が少ない状況である。棚田状に農地があり、耕作条件が悪い農地も多くある。主要な担い手はおらず、協議会を結成し構成員を中心に事業を活用しながら農地の耕作・保全が行われている。

【久部】

住宅地の間に農地が広がる地域で、法人を中心とした農業が行われている。

【泥谷】

住宅地の間に農地が広がる地域で、法人や畜産農家を中心とした担い手が外部から参入している。

【津志河内・小島】

旧佐伯市のエリアでは南部に位置し、平坦な農地が広がっている。企業参入が進んでいるが、地元の担い手も多数いる地域である。

【木立】

須留木、中尾地区を除いた地域の範囲で、地元の担い手が多い地域。水田、野菜、果樹など多様な品目の経営が行われている。

【鶴岡】

上岡、檜野地区を中心に住宅地の間に農地があり、耕作が行われている。

<課題>

担い手の高齢化等による後継者不足。保全管理組合等もあり農地の耕作・維持管理を継続しようとしているが、地域によっては宅地化も進んでおり、どのように農地を活用していくかが今後の課題。また、大越地区においては耕作条件が著しく不利な状況であり、獣害対策や農地を今後どのように保全していくかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

保全管理組合の活動等により農地の維持管理を継続し、条件の良い地域や農地については、高収益な作物の作付けや企業参入等を推進し、担い手の確保や農地の活用について検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	320.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	250.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者や地域内に参入している法人への農地の集積・集約化を推進する。 地域内の担い手への集積が難しい場合は外部の担い手へ集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手がなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を活用し、生産効率の向上を図っていく。現段階では事業の活用を考えていない地区についても集積が進んできた場合は事業を活用し、改善を図っていくことを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
自治会や法人、担い手等と協力し地域の農地を守っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①について
鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、防護柵や電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

②・⑨について
有機農業を推進する。耕畜連携による堆肥の還元を推進する。

③について
ドローンによる農薬散布などスマート農業を実施・推進する。

⑤について
果樹等の高収益な作物の作付けを検討・推進していく。

⑦・⑧について
保全管理組合の活動を通して農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。また、老朽化する水路等については行政の補助等を活用し、維持管理に努める。